

訳者あとがき

1. アメリカ合衆国の農業労務請負制にかんするさいきんの状況を語る資料2編を紹介する。一つは、農務省経済調査局エコノミスト、スーザン L. ポラック解説の『アメリカ合衆国における農業労務請負制』（農務省経済調査局、農業経済リポートNo 542、1985年11月刊）であり、もう一つは、カリフォルニア大学デービス校農業経済学科教授フィリップ L. マーチンおよび、同校客員エコノミスト・弁護士スーザン・ポーペル共著の『農業労務請負人の活動と規則』（カリフォルニア大学ジャーニーニ基金、Giannini Information Series No.86-3、1986年6月刊）である。前者は全訳だが、後者は主要章節についての抄訳である。
2. アメリカにおいて農業の労務請負人があらわれるのはほぼ一世紀前にさかのぼるとされている。

農業労務請負人とは、一般に、農業の季節仕事と就労機会を求めている労働者とを結びつけることをもって職業とする者である。

農業労務請負制は、地域的には、カリフォルニアを中心とする南太平洋沿岸部、テキサスを中心とする南西部、フロリダを中心とする南東部、それに、オハイオ、ミシガン、インジアナを中心とする北中央五大湖地域に集中して行われ、又、果実、野菜、園芸作部門の大規模農場に集中している、これらは昔も今も変りはない。

1950年代はじめのカリフォルニアにおける農業労務請負制を詳細に研究したL. H. フィシャー（L. H. Fisher, The Harvest Labor Market in California, 1953）が述べたように、農業者が労働者の募集や労働者への仕事の割当および監督といった伝来の仕事から手をひきつつ純粋の企業家に成長してくるとともに、労働者の雇主としての労務請負人があらわれ、これらの仕事を引き受けるようになったのである。

3. 農業労務請負人は、ある意味では、農業労働市場をいくらか組織化する役割を果たしてきたとも言えるが、これがつねに論議のまとなってきたのは、彼等の労働搾取者、寄生者としての悪評があまりにも高いがためである。

連邦政府は1960年代中頃より労務請負人の活動の法による規制にのり出した。すなわち、1963年農業労務請負人登録法制定、1974、1976、1978年の同法改訂、1982年移動・季節労働者保護法制定といった具合である。しかし、これら法規制の強化も労務請負人の悪辣な活動を規制するうえでほとんど実効がなかった。

4. ここに紹介した2編のうち、はじめの農務省ERS報告では、労務請負人は農場主と労働者の間であって、有無相通ずる合理的中介者であるかのように解説されており、請負人規制法の効果についても肯定的評価が下されている。しかし、あとのGiannini報告は、これ

と対照的である。

連邦政府の法規制強化の企図にもかかわらず、農業労務請負人の活動は拡大している。

そして、従来、労働者を直接に雇用していた農場主のなかにも、さいきんでは、労務請負人を通ずる雇用に切り替える傾向がでてい

しかも、労務請負人の雇用する労働者の大きな部分は、いわゆる証明書不所持（undocumented）の不法入国外国人労働者（illegal alien workers）であるという。

この点、農務省報告が請負チーム労働者の多くが白人、学生のアルバイトであるかのよう

に描いているのはきわめて問題であろう。W. H. フリードランド（カリフォルニア大学サンタ・クルーズ校社会学教授）も指摘しているように多くの州において、季節的労働者、移動労働者は、とくに不法入国労働者も含めれば、圧倒的にヒスパニックである。（W. H. Friedland “The Labor Force in U. S. Agriculture”, Food Security in the United States, ed. by L. Bush and W. B. Lacy, 1984）

農務省報告のもとになっているデータは、商務省センサス局が実施する全国約6万のサンプル世帯にかんする人口現況調査（CPS）の12月調査に付帯して行う農業賃金労働者調査の結果によるものである。この調査は多くの問題点をもっているが、とくに、膨大な不法入国労働者をとらえていない点はその調査結果の信頼性を著しく低めている。〔これらの点については統計研究参考資料No20『アメリカ農業労働者調査報告』訳者あとがき参照〕

5. 労務請負制に一貫して反対し、これの廃止を求めて運動を展開してきたのが農業労働者組合であった。そこで以下、かんたんに現在活動中の主要なアメリカ農業労働者組合の動きにふれておく。

まず、シーザー・チャベス（チカノ）が指導するUnited Farm Workers of America, AFL-CIO アメリカ統一農業労働者組合（UFW）は、1962年の創立以来、農業労務請負制を廃止して組合経営の労務周旋所（hiring hall）をもって代替するという雇用・労働条件にかんする労働者管理の要求をかかげて運動を展開してきた。

チャベスの非凡な統率力により今世紀最大の成果をあげたと評されるその運動はストライキとボイコットにより、ぶどう、柑橘、レタス、とまとなどの農園主（グロワー）＝アグリビジネスと対抗しつつカリフォルニアを本拠に展開されているが、フロリダ、テキサスでも組織化に手をつけている。しかし、組合員は1970年代末の約5万のピークを経て、1984年において、約3万と言われる。（潜在的対象者はカリフォルニアだけでも20万人以上とみられる）

この数年、運動は停滞をつづけているようにみえるが、現在（1986年）、有毒農薬使用規制を前面にかかげて生食ぶどう購入の集団的ボイコットを訴える“怒りのぶどう”運動を

展開しつつもりかえしをはかっている。

ところで、UFWは、不法入国労働者については、その存在が国内労働者の賃金と労働条件の引上を無にするものであるのに加えて、しばしば、これら不法入国労働者がUFWのストのさいスト破りとして雇われたことから、これの合衆国からの締出しを求めている。この点をめぐって、不法入国農業労働者組織と対立状態となっている。

不法入国農業労働者を代表する組織は、Arizona Farmworkers' Union アリゾナ農業労働者組合（AFU）である。これは1979年ルーペ・サンチェス（チカノ）によって創立され、柑橘、たまねぎ、メロン、レタスなどの圃場を中心に組織化活動を行い、ストライキによって賃金引上、住宅・医療の保障などを獲得し大きな成果をあげている。

さらに現在、活発な運動を展開しているもう一つの農業労働者組織は、インジアナ、ミシガン、オハイオ3州が境界を接する地域を中心にして、たまねぎ、きうり、とまとなどの圃場で働く労働者の組織化活動を展開しているFarm Labor Organizing Committee 農業労働者組織化委員会（FLOC）である。

これは1967年バルデマル・ヴェラスケス（チカノ）により創立された。さいきんの成果は、本年（1986）2月、7年におよぶボイコット斗争のすえ、キャンベルスープ社、これと生産契約を結ぶ、とまと・きうり農園主（Grower）、そしてFLOCの三者間労働協定を達成したことである。この三者間協定とは、FLOCが要求する農業労働者の賃金引上分を、彼等の雇主である農園主（グロワー）が契約生産物をアグリビジネス企業（キャンベルスープ社）に売渡すさいの受取価格の中に含めて支払うことをアグリビジネス企業に承認させるというものである。

このような協定はアメリカ農業労働運動史上はじめてのもので、農業労働者の賃金・労働条件の引上にとって画期的意義をもつものとの評価を受けている。しかし、これの実施はすでに生産現場において、労務請負人のはげしい妨害を受けている。FLOCはさらに、農薬の使用規制、労務請負制の廃止を求めて動きつつある。つぎの目標はオハイオ最大のとまと加工会社ハインツ（本拠はピッツバーグ）に向けられており、この冬期の交渉をつうじて1987年3月の協定成立を目ざしている。

6. さいごに、日本語訳の本誌掲載を快諾されたSusan L. Pollack に感謝する。なお、訳出は喜多克己が担当した。